熊本県若年がん患者在宅療養支援事業実施要領

（事業の目的）

第１条　若年がん患者が、住み慣れた自宅で最後まで自分らしく安心して療養生活

を送ることができるよう、在宅療養に必要なサービスの費用を助成することによ

り、がん患者及びその家族の身体的・経済的負担を軽減し、若年がん患者の在宅

療養生活の質の向上を図ることを目的とする。

（実施主体）

第２条　本事業の実施主体は市町村とする。

２　県は、市町村が若年がん患者の在宅療養に必要なサービスの費用に対し、この

実施要領に基づき事業を行った場合に、当該市町村に対し、予算の範囲内におい

て、補助金を交付するものとする。

（対象者）

第３条　本事業の対象者は、次の要件を全て満たす者とする。

（１）　申請時に熊本県内に住民票を有する者であること。

（２）　医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状

態に至ったと判断したことにより、がんの治癒を目的とした治療を行わな

いがん患者で、市町村長が実施する助成事業の対象となる者であること。

（３）　対象サービス利用時に１８歳以上４０歳未満であること（１８歳又は１

９歳で、小児慢性特定疾病医療費の支給を受けている者を除く）。

（４）　他の法令等に基づく同種の助成等を受けていないこと。

（対象経費）

第４条　次に定めるサービスの利用に要した額を対象経費とする。

（１）　介護保険法第８条第２項の訪問介護に相当するサービス

（２）　介護保険法第８条第３項の訪問入浴介護に相当するサービス

（３）　介護保険法第８条第１２項の福祉用具の貸与に相当するサービス

（４）　介護保険法第８条第１３項の福祉用具の購入に相当するサービス

（助成額及び助成回数）

第５条　助成額は、前条に定める（１）～（３）については対象者１人につき１か

月当たりの対象経費に１０分の９を乗じた額と６０，０００円のいずれか少ない

方の額とし、（４）については対象経費に１０分の９を乗じた額と６０，０００円

のいずれか少ない方の額とする。

なお、（４）の助成回数は、対象者１人につき１回限りとする。

（申請者）

第６条　助成の申請及び受領（以下「申請等」という。）を行う者（以下「申請者」

という。）は、原則として第３条に定める対象者とし、対象者がやむを得ない理由

で自ら申請等を行うことができない場合のみ、他の者へ申請等を委任することが

できるものとする。

（助成の申請）

第７条　第３条に定める対象者は、申請時点で現に住民票を有する住所地の市町村長に対し、市町村長が定める手続きに則り申請するものとする。

ただし、利用後に申請者が申請を行う方式をとる市町村の場合は、「申請時点」

を「利用時点」と読み替えることができるものとする。

（医師の意見の聴取）

第８条　市町村長は、必要と認める場合には、申請者について医師の意見を求める

　ことができるものとする。

（関係台帳の整備）

第９条　市町村長は、助成の交付決定の状況を明らかにしておくため、台帳を備え、

必要な事項を記載しておくこととする。

（個人情報の取扱い等）

第１０条　市町村は、本事業の実施にあたっては、個人情報の取扱いに充分留意するとともに申請者及びその家族の心情に充分配慮した対応を取るものとする。

（事業の周知）

第１１条　市町村は、本事業について広報、周知等に努め、利用機会の拡大に努めるものとする。

附　則

この要綱は、令和６年７月５日から施行し、令和６年４月１日から適用する。